

計 画 書

丹波都市計画特定用途制限地域の決定（丹波市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 （商業・業務・サー ビス地区）	約 61ha	(店舗・事務所等) ・当該用途に供する部分が 6,000 m ² を超える店舗、飲食 店、事務所等 (遊戯・風俗施設等) ・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等、キャバレー、ナイト クラブ等 (工場等) ・危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、恐れ がある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設 (その他) ・老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センタ ー	
特定用途制限地域 （住宅・田園地区）	約 133ha	(店舗・事務所等) ・当該用途に供する部分が 3,000 m ² を超える店舗、飲食 店、事務所等 ・当該用途に供する部分が 3,000 m ² を超えるホテル・旅 館・自動車教習所 (遊戯・風俗施設等) ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 バッティングセンター練習場等 ・カラオケボックス、ダンスホール等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場その 他これらに類する建築物 ・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等、キャバレー、ナイト クラブ等 (工場等) ・自動車修理工場、倉庫業を営む倉庫 ・自動車車庫で床面積の合計が 300 m ² を超えるもの又は 3階以上の部分にあるもの ・危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場、やや多 い工場、恐れがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、 多い施設 (その他) ・3,000 m ² を超える畜舎	

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (工業地区)	約 14ha	(住宅等) ・住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅 (店舗・事務所等) ・物品販売店、飲食店、ホテル、旅館 (遊戯・風俗施設等) ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 バッティングセンター練習場等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場その 他これらに類する建築物 ・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等、キャバレー、ナイト クラブ等 (その他) ・幼稚園、各種学校、図書館等、病院、老人ホーム、身 体障害者福祉ホーム、老人福祉センター	
合計	約 208 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

良好な市街地の形成に向けて、住環境や田園環境及び生活環境の維持・保全を図ることを目的として、無秩序な開発を抑制し、秩序ある土地利用の誘導を図るため、特定用途制限地域を決定する。